

ナショナル・ミニマムの確立と 日本の最低賃金制運動

黒川 俊雄

はじめに

ナショナル・ミニマム(national minimum)などという横文字をなぜ使うんだ、という疑問をもつ人が少なくないだろう。最近日本では、とくに若者の間で、横文字がやたらにはやっているからではない。16世紀にいち早く農奴制が廃止されたイギリスで、18世紀に発足した救貧法は、度々改定されながら存続してきたが、19世紀末から20世紀にかけて、ブース(Ch. Booth)やラウンTREE(B. C. Rowntree)によって貧民調査がおこなわれて工業都市のスラムに住む貧民が産業革命期よりも多くなったと推定されるほど貧困が再び大きな社会問題になった。そして救貧法改革論争がまたまたさかんになり、その結果1905年に王立救貧法委員会が発足して1909年に報告をまとめることになった。しかし意見の一致が得られず、救貧法を改正することを主張する多数派報告に対して、救貧法を廃止して新しい制度を成立させる必要があると主張するベアトリ・ウェブ(B. Webb)を中心とする少数派報告に現われた理念がこのナショナル・ミニマムである。それは、慈恵として貧者を救う救貧法ではなくて、国民の生存権を保障する新しい社会保障制度への道を指し示すものであった。

他方、イギリスでは、1970年代の「大不況」

のもとで、最低賃金の原則を採用するようになった「新組合運動」は、マルクスが「法定最低賃金」を「理論的に無意味」とし、エンゲルスが「愚案」とする主張にしたがったためか、最低賃金の未組織労働者を組織化する方針をとったが、最低賃金制運動を展開しようとはしなかった。ところが、女子が大多数を占める低賃金で働く人々の苦汗制(sweating system)の詳細な調査がはじめられ、それが例外的な事実すぎないことを証明しようとした大商人ブースが1886年に私費を投じてはじめた調査は、それが例外的ではないことを明らかにした結果、1888年に上院苦汗制特別委員会が設置された。また、すでにディルク夫妻(Ch. & L. Dilk)が未組織の女子労働者を組織化するだけでは苦汗制の問題を解決しえないという結論に実践を通じて到達し、賃金の最低率を決定する委員会方式の最低賃金制を具体化する苦汗産業法案(Sweating Industries Bill)を1898年議会に提出したが、成立せず、その後年々提出したにもかかわらず、成立しなかった。ところがイギリス本国の「過剰人口のはけ口」としての植民地であるオーストラリア、ニュージーランドで、本国の強い影響を受けて最低賃金制がいちはやく成立したので、イギリス本国でも、その反作用で、1906年にディルクの提出した反苦汗制法案が下院で可決されて、商務省の苦汗産業の賃率調査がすす

められ、全国反苦汗制連盟が結成されて最低賃金制運動が全国的に拡大し高揚した結果、1909年、商務大臣ウイストン・チャーチルの上提した職業委員会法案が議会で成立し、当面四業種だけしか適用されなかったとはいえ、法的拘束力をもった最低賃金を決定する制度が生まれ、その後適用範囲が拡大されていった。

このような最低賃金制の成立の歴史から、ウェッップ夫妻は、その著『産業民主制』(Industrial Democracy, 1920)の中で、ナショナル・ミニマムを、「苦汗制」に代表される「産業寄生主義」からコミュニティをまもることを目的とする政策としてとらえ、これを完全に有効なものにするためには、これを賃金に適用した「生活賃金論」にもとづく最低賃金制が必要であるとし、しかもこの最低賃金さえも得られない人々がいるという「雇用不可能」の問題がおこるが、この問題はナショナル・ミニマムの法律による決定によってひきおこされるものではないと指摘している。この指摘は、いま欧米諸国において、最低賃金の決定をやめたり、低くしたりして、大量失業を減らそうとしても減らないという現状に照らしてみても、きわめて重要である。現在、世界的に雇用増大のない経済成長しかみられないとき、この現状を打開するのは、まさに地域・コミュニティに密着した産業の民主的変革であり、そのテコとなるのがナショナルミニマム・その中軸である全国一律最低賃金制の確立にほかならない。

ここで見落としてはならないのは、かつて「雇用不可能」の問題はナショナル・ミニマムの決定によってひきおこされるものではないとウェッップによって消極的に指摘されたことが、「雇用不可能」とナショナル・ミニマムを下まわる貧困とを同時にひきおこしている産業内にある原因を除去するということを意味していたとすれ

ば、現在その原因が、先進諸国の産業内だけでなく、その海外直接投資によって「雇用不可能」と貧困がいっそう深刻になっている発展途上諸国の産業との国際関係にあるということである。それゆえ、第一次世界大戦後設立されたILOは、完全雇用やナショナル・ミニマム確立によって各国の国際競争条件を均等化しようとしていたのに、いまや先進諸国は失業、「雇用不可能」問題を解決するという口実のもとに、失業と貧困による低賃金労働力を利用しうる発展途上諸国への直接投資・多国籍企業化をすすめることによって自国の最低賃金制、ナショナル・ミニマムを放棄しても、より低い賃金・労働条件によって輸出競争力を強化しようとして「規制緩和」を追求するようになってきている。

このような国際的に困難な情勢の下で、日本でも、「賃金破壊」「雇用破壊」がおこっている限り、最低賃金制の確立とこれを中軸とするナショナル・ミニマムの確立は、極めて重要な課題であるとともに、困難極まる課題であり、産業の民主的改革による雇用確保、協同による就業確保の課題と不可分であり、先進諸国によって形骸化されつつある「新国際経済秩序樹立に関する宣言」を提起した発展途上諸国の労働組合および域内市場の国境による規制を撤廃して競争の自由化を目指すことが強者の論理に基づくものとみなして、経済的社会的結束の場として地方自治体代表で構成される地域評議会を設置したEU加盟諸国の労働組合との連帯を具体的にすすめていくことが不可欠であろう。

1. 1959年最低賃金法成立までの最低賃金制闘争

(1)産別会議の最低賃金制闘争

では、日本の最低賃金制およびナショナル・ミニマムの確立をめざす運動はどうすすめられ

ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動

てきたのであろうか。これをふりかえてみて今後の指針を探り出してみよう。

第二次世界大戦前の最低賃金制運動は、天皇制政府のはげしい弾圧のもとで、労働者の非合法的な労働組合への組織率が当時の内務省調査で1939年の7.9%を頂点に、きわめて低かったので、1920年以来毎年メーデーのスローガンとして「最低賃金の設定」をかかげるにとどまっていたし、もちろんナショナル・ミニマムという考え方もなかった。だが1927年日本労働総同盟の分裂によって結成された日本労働組合評議会が、5法律獲得闘争のなかで、他の4法律とともに、最低賃金法設定を要求した。しかし弾圧によってこの闘争は「暴圧反対闘争」に転化せざるをえなかった。

敗戦後、占領体制のもとで日本の労働組合はじめて合法的な存在となり、その全国的中央組織・ナショナルセンターが、産別会議、総同盟、日労会議、中立に分かれたが、占領体制のもとで、もっとも多くの労働者を組織した産別会議は、「生活費を基準とする最低賃金制」の要求をかかげ、企業別、工場別組織の克服をめざす産業別統一団体協約闘争の一貫とするようになったが、法制化の課題とはしていなかった。

しかし1948年5月日本共産党調査部が「最低賃金法要綱案」を産別会議に提示して、産別会議は、「業種にかかわらず一般最低賃金」を決定する「賃金委員会」を設置する最低賃金制の法制化を政府に要求し、暫定措置として中央、地方の賃金審議会による労働基準法の即時完全実施を要求し「一般最低賃金額」を5,100円とした。ただ、当時の「地域人民闘争」との関連で提起したにとどまり、しかもその実現が資本主義のワク内では不可能だとする「革命的最低賃金制論」も台頭して最低賃金制闘争を革命闘争一般に解消してきた産別会議はこれを突如放棄

するにいたった。このようなことが、1947年の2・1ゼネスト中止以来育成してきた「民主化同盟」=「民同」系労働組合を容認してきた占領軍=GHQと日本政府の最低賃金制を拒否する労働政策のもとで、最低賃金制を成立させるにいたらなかったのである。

(2)総評の最低賃金制闘争と59年最低賃金法の成立

こうして「民同」系労働組合と総同盟との結集体として結成された総評が、GHQと日本政府の弾圧による日本共産党と産別会議の凋落によって、労働組合運動の主導権を握ることになり、いうまでもなく、当初は最低賃金制闘争を組織しようとはせず、賃金闘争も平均賃金の引き上げにほかならないペースアップ闘争に終始してきた。しかし総評も、「民同」左派主導に変質し、52年「賃金綱領」を提起し、弾圧法規撤廃、再軍備反対と平和憲法擁護、平和産業拡大という政治課題のほかに、「いかなる労働者にも最低8,000円」という全国一律最低賃金制を社会保障制度の確立とともに提起するにいたった。

この提起は、日本労働運動の歴史において画期的意義をもつものであった。とはいえ、その具体化としての総評の最低賃金法要綱や左右社会党の最低賃金法案にみられるように、国家保障を前提としていたり、最低賃金額決定方式の問題を軽視していたりするという欠点があり、また、その確立のための運動のすすめ方が明らかでないという弱点があった。しかも総評からの右派産業別組合の脱退や闘ってきた自動車産業や電気産業の労働組合格体などで、総評は全国一律最低賃金制闘争を積極的に展開しえなかった。そしてこの闘争も、8,000円を企業内賃金体系の初任給引き上げ目標にして賃金闘争に解消させてしまったり、全国的規模の運動として

は「平和経済国民会議」の運動に埋没させてしまった。りした。

また、米英をはじめとする欧米先進資本主義諸国が、日本の低賃金によるダンピング輸出・不公正競争にたいして批判を高めるといふ懸念から、GHQの指示によって日本政府も、労働基準法にもとづく中央賃金審議会（中賃審）を開催したが、最低賃金を全国一律とするか、苦汗制労働の少数業種に限定するかをめぐって論議され、結局は労働省官僚の主張に圧されて、苦汗制4業種の実態調査にもとづく「答申」が、（総評委員の8,000円への「経過措置」とみなす妥協と、使用者側委員の「国際的配慮」からの妥協とによって）政府に提出された。しかし、ガット仮加入が認められ、日本のダンピング輸出・不公正競争への国際的批判がそれほど強くなかったことによってこの「答申」さえも政府は実施しなかった。

ところが、日本が1955年ガットに正式加入し、「1ドルブラウス」問題が、日本の対米輸出に対してアメリカの保護貿易主義を台頭させると、日本政府は、国内問題としてでなく、「国際信用」の問題として最低賃金法成立を重要課題とせざるをえなくなった。そこで56年1月に、前年12月に「経済自立5ヶ年計画」策定のために設置された労働問題懇談会が、最低賃金制問題を検討することになり、静岡県労働基準局の勧奨のもとに同県缶詰協会所属の業者が締結した缶詰調理工の初任給協定を「業者間協定方式による最低賃金」とし、これを採用することが「最低賃金の実施を受け入れることのできるような社会的経済的基盤を育成する」ために「適当な方策であろう」とする『意見書』を57年2月提出するにいたった。

これに対して総評は、57年全国一律最低賃金制ストを提起したが、2月に社会党が最低賃金

法案を国会に提出したことに依存し、春闘のヤマ場からはずして3月26日にこのストを設定したために、岸内閣の国鉄労働組合に対する年度末手当および3月分賃金支給中止という脅しによって、3・26ストを中止せざるをえなくなり、あいかわらず、全国一律最低賃金制の実施困難と拒否する政府の「中賃審再開」という確認をとるだけにとどまった。

ここで見のがしてはならないことは、政府があいかわらず全国一律を否定していただけてなく、社会党法案も最低賃金額を法律に直接規定することになっていたように、すでに政府が業者間協定方式を採用しようとしていたにもかかわらず、最低賃金額の決定方式の重要性を社会党も総評も認識していなかったことである。このことが、1959年成立する最低賃金法において使用者側の主張する業者間協定とその地域拡張適用が中核になるという結果をもたらした一つの要因であった。

もちろん再開された中賃審において、総評委員の一人が業者間協定の本質を鋭く突く意見を出してはいたが、労働者側委員の「合意」が形成され、中賃審の「答申」は、業者間協定とその地域拡張適用を中核とし、そのほかに、労使協定が「同種の労使の大部分」に適用されることを要件にそれを地域拡張適用する方式と行政当局が最低賃金審議会の調査審議にもとづいて決定する方式とを提示し、「全国一律方式は望ましいものではあるが」としただけで業種・職業・地域毎に決定することを提案するものとなった。

このような中賃審「答申」にもとづいた最低賃金法案を、政府は再三国会に提出し、二回の審議未了を経て、社会党修正案を否決して、結局、与党自民党だけの絶対多数で59年4月成立させた。この間において、大衆行動としては、東京地評が、業者間協定阻止をめざすデモを組

ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動

織したにとどまった。

2. 1959年最低賃金法成立後の最低賃金制闘争

(1) 総評・春闘共闘の最低賃金制闘争と68年改正最低賃金法の成立

以上のべたように1959年成立した最低賃金法の中核であった業者間協定による最低賃金は、日本経済の「高度成長」が本格化してきた過程で、若年労働力不足が深刻化する状況のもとで、初任給の急上昇を抑制するという日本政府、財界の期待した効果もあまりあがらず、求人難打開の実効性もあがらなくなってしまった。しかも若年労働力不足による初任給上昇を後追いするにすぎない業者間協定による最低賃金額が賃金引上げ効果ももっていないことは当然で、業者間協定を「ニセ最賃」と呼んでいた総評はもとより、「本来の最低賃金制の地ならし」として業者間協定を評価していた全労さえも批判するようになり、労働組合は労使協定の地域拡張適用方式および最賃審議会による行政当局の決定方式を追求するようになった。しかし労働者だけでなく使用者の大部分が適用されるという拡張適用を困難にする要件が規定されていたので、総評は、全国一律だけでなく、労使同数で対等な立場の委員で構成することを基本とする委員会を設置する最低賃金制を政府に要求するようになった。そして春闘共闘として1963年大衆行動を組織して対政府交渉をはじめ、さらに64年には3月27日統一ストライキを執行して、対政府交渉をすすめた。ただこの交渉は、政府側の非公開という条件を総評が受け入れたために、政府当局の議事録は公表されておらず、労働大臣が、現行最低賃金法の根本的改革と全国一律制も日本ではできるという答弁を行ったというだけで、それ以上の確認をとらずに、打ち切ら

れた。

そこで全国一律制に強く反対する使用者団体の圧力の下で政府は、すでに指摘したように、政府、使用者の立場からも実効性がなくなった業者間協定を、ILO26号条約違反の疑義もあるために放棄して、審議会による行政当局の決定方式の中核とするように転換をはかることになった。このようなことは、総評の最低賃金制闘争の弱さもさることながら、日本政府と財界の全国一律制と労使の対等な決定方式への抵抗がいかに強いものであるかを示した。

しかし、総評が、業者間協定反対だけで闘うのではなく、不十分ながら、最低賃金額の決定方式をふくめた原則にもとづいた要求で直接に政府と交渉してストライキを中心とする大衆行動を2年間つづけて展開したからこそ業者間協定を廃止させることができたということは教訓として汲みとるべきであろう。しかもその要求の中には、家内労働者の最低労働報酬の規定、国と資本家の負担で支給する家族手当法の制定をふくみ、社会保障給付、米価や課税最低限を規制する自家労賃評価などへの連動というナショナル・ミニマムを展望するものをすでにふくんでいた。

しかし政府は、すでに中央最低賃金審議会(中賃)が1963年に提示した「目安」にはじまる64年、66年の中賃「答申」にもとづき、「目安」額を地域・業種グループごとの全労働者を対象に業者間協定当初の中卒女子から中高年女子に「低賃金層の底辺」を拡大し、審議会内に労働組合をとりこんでしまって、行政当局の介入による賃金統制の補強をすすめ、最低賃金法の中核を、無力ながら、やや権限を強められた審議会による行政当局の職権による決定方式へ転換する道をきりひらいた。

こうして中賃「中間答申」を受けて政府は改

正最低賃金法案を作成して67年に国会に提出した。そして大衆行動が欠如した状況のもとで国会審議がおこなわれ、1968年5月一部修正によって改正最低賃金法は成立して9月から施行されることになったのである。

この改正最低賃金法施行以来、審議会による行政当局の決定方式を「審議会方式」と呼ぶようになったが、それは審議会の「答申」を行政当局が拒否したことがなく、審議会内で労使の団体交渉がまがりなりにもおこなわれていることを根拠にしている。しかしこれは行政当局が選定する公益委員の独自の役割を活用している結果であり、生計費を基準とした決定にはなっていないということから、本質的には「職権方式」にはかならない。そして産業別協約の拡張適用方式はあいかわらずすすんでいなかったのである。

しかし総評、春闘共闘は、70年春闘において15大要求をかかげ、このなかに全国全産業一律最低賃金法の制定をかかげ、「生活闘争」を展開した。この「生活闘争」は、73年春闘において4・17年金ストによって対政府交渉を実現させ、74年以降の年金に物価スライド制を導入させた。

このような運動の高まりに対して、すでに1970年中賃「基本答申」が、地域包括最賃と産業別協約の拡張適用の要件緩和を打ち出し、これを全国一律制でないとした総評も、各都道府県ごとに都道府県内の全労働者を包括する地域最賃の獲得闘争を組織する方針を打ち出した。この闘争の中で、審議会外の地域大衆行動と地域経営者団体との交渉を積み上げて「職権方式」の本質を明らかにしつつ、地域最賃を全国一律最賃に連動させる交渉制度の確立をめざす全国金属などの活動もあったが、地域最賃重視と審議会依存に傾斜するという弱点が見られるよう

になったことは否定できない。しかしこの地域最賃は73年30道府県、74年42都道府県で設定され、76年1月47都道府県全部に設定されるまでになった。

(2)最低賃金制闘争における労働四団体共闘と野党四党共同法案

このような過程の中で、全国一律制をあくまで要求してきた総評と、地域最賃の全国的設定と広域化を要求してきた同盟が、中立労連のなかで全国一律最低賃金制確立の要求で統一し、新産別も加わって労働四団体共闘が1975年春闘で成立した。その統一要求は、全国一律最低賃金の決定と産業、業種、地域についてのそれへの上積み、および労働協約の拡張適用方式を法制化し、生計費、賃金事情を基準に最賃額を決定して毎年改訂し、労使同数の委員とそれより少ない斡旋的立場の中立委員で構成する中央、地方の最低賃金委員会を設置するというものであった。そして社会党、共産党、公明党、民社党の四野党に共同法案の作成を労働四団体共闘が求めた結果、それぞれ異なった最賃法案をもつ四野党の調整によって3月20日によりよく共同法案を最終決定した。この共同法案はいくつかの問題点はあるにせよ、ナショナル・ミニマムの中軸としての全国一律最低賃金を法制化するものとして画期的な内容をもったものであった。

しかし、総評を中心とする春闘共闘は、3月27日統一ストライキを設定したにもかかわらず、政府が、この法案を国会に提出せず、重要参考資料として、全国一律制の問題も含めて最賃制のあり方について中賃の調整審議を求めることにした結果、統一ストを中止することになってしまった。なぜこのようなことになったのであろうか。3・27統一ストをめざして、大衆行動

ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動

を、統一労組懇などが積極的に展開したが、労働四団体共闘が、総評の反対する雇用保険法を、これに賛成する同盟の主張どおり成立させるかわりに、同盟の反対する全国一律最賃金制の要求に同盟も同調するという「取引」によって成立したという事情からもわかるように、共闘とはいえ、中央幹部間の連携にすぎなかったために、大衆行動と結合しなかったという弱点がこの共闘にはあったからである。

しかしこの75年全国一律最賃制闘争における3・27統一スト中止は、県評など地域労組の反省を呼びおこし、全国一律制との関連で地域最賃改訂闘争を発展させることになり、これが春闘の賃上げに連動し、76年から80年まで地域最賃引上げ率は春闘賃上げ率よりも高くなった。しかしこのことは、改正最賃法の「審議会方式」という職権方式が変化したわけではなく、中賃が四野共同法案の中核である全国一律制を否定し、地域最賃の改訂にあたって「できるだけ全国的に整合性のある決定」がおこなわれるように、47都道府県を数ランクに分けて改定「目安」を提示するという「答申」を77年に出してから、地域最賃改定闘争が、中賃の「目安」提示待ちとなり、春闘ときりはなされていったので、81年からは、地域最賃引上げ率が春闘賃上げ率を下まわるようになってしまった。また、産業別最賃は、地域最賃以下に改訂率をおさえられ、適用除外や効力発生のおくれが目立つようになり、使用者団体の産業別最賃廃止という攻撃はじまった。そして、82年に中賃も現行産業別最賃を89年度をもって廃止するという「答申」を出すにいたった。

しかし総評は、全国一律最賃制をたんなる「戦略目標」として労働四団体での「統一的対応」を重視し、89年解散して「連合」に吸収されていった。

3. ナショナル・ミニマムと全国一律最賃金制確立をめざす闘争のあり方

(1) 全労連の全国一律最低賃金制闘争方針とナショナルミニマムの確立

「連合」の出現に対して結成された全労連は、結成後最初の1990年春闘で日本の労働者が早急実現すべき重要課題の一つとして「全国一律最低賃金制の法制化」を打ち出し、91年1月「全国一律最低賃金制にたいする政策」を、75年3月の野党4党共同法案にもとづいて一部修正・追加して、発表した。その直後に全労連は野党4党申し入れをおこなったが、日本共産党だけが賛同し、他の3党は賛同しなかった。このような75年当時とはまったく異なった政治状況を変えるためには、財界、政府がアメリカ支配層に追随してすすめつつある21世紀戦略のもとで、「雇用破壊」、「賃金破壊」がすすむ中で、国民生活の最低保障であるナショナル・ミニマムの確立とその基軸である全国一律最低賃金制の確立を「公約」する政党を大きく前進させることはもちろん重要である。そのために、各政党や政府、および行政当局に働きかけてあらためて「合意づくり」をしていく必要もある。

しかし75年の全国一律最賃制闘争のときのように、「共闘」といっても、労働組合中央幹部レベルだけの妥協、各政党の国会議員レベルの妥協にとどまっていたは、財界、政府、行政当局の、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する全国全産業一律の最低賃金額を労使対等の原則によって決める制度に対する強い抵抗を抑えてこの制度を確立することはできない。

(2) ナショナルミニマムと全国一律最低賃金制の確立における重要なポイント

そこでこの制度の確立をめざす全労連は、現行最低賃金法にとって代わる全国一律最低賃金制の確立をめざす共同行動を大衆闘争として全国各地域で組織し展開することが重要である。

そのためには、法案づくりのための重要なポイントを提示する必要がある。

その際、第一に全国全産業一律の最低賃金額を具体的に所定労働時間を前提にして月額、日額、時間額で案として示し、これと社会保障の給付、家内労働の最低工賃、中小企業者や農民の自家労賃の最低限度、課税最低限などに連動するナショナル・ミニマムの基軸に全国一律最賃制になるということを明らかにする必要がある。具体的な金額を案として示すことは、共同行動を地域の大衆闘争として発展させるために不可欠である。各地域における「低賃金層の底辺」の切実な要求がいくらかであるか、しかもそれが各地域の全国的な統一行動を発展させる要求として切実であるがゆえに格差のない全国一律でなければならないことを大衆討議で明らかにしていくことが重要だからである。しかも現行最賃法にもとづいて地域最賃や産業別最賃がいかに低く決められているかを大衆討議の中で明らかにしながら、全国一律最低賃金額を生計費にもとづいて決めていく必要がある。

第二に、何事も中央集権的に画一的に決めることを好む行政当局が、賃金に関しては全国一律制を嫌うのはなぜかということを明らかにする必要がある。それは、各地域で切実な要求にもとづく全国一律最低賃金額の保障をさまたげている支配的構造を、大資本や政府・行政当局が、「構造改革」などと言いながら、民主的に改革して、低賃金の原因を除去しようとはしていないからであり、その原因は同時に現在「雇用

不安」をひきおこしている原因でもあるということが大衆討議によって明らかにしていくことが重要である。そしてこのような原因を大資本、政府・行政当局に除去させる闘いを、全国一律最低賃金制をテコにしてすすめていくことは、現在、政府・行政当局が、公的責任を放棄して、財政赤字を口実にして、社会保障制度の給付を切り下げ、労働者・国民の負担を増大させ、福祉・医療などの公的サービスを切り捨ててきている中で、大資本が、いまでも欧米諸国に比べて軽い企業負担をさらに軽減させ、しかも政府・行政当局が切り捨ててきている医療・福祉などの公的サービスの供給を営利事業としておこないうように、規制緩和で職業紹介・労働者派遣などの事業の民営化をすすめていっそう低賃金労働力を利用しやすいようにしようとしているとき、きわめて重要だということ。そして大資本が営利の対象とならないことから、かえりみないでいる医療、福祉、環境保全などの事業を、非営利・協同の組織でおこなっている人々の低い所得を、農民や中小企業者の低い所得およびその雇用労働者の低賃金とともに、引き上げる条件をつくるためにきわめて重要であるということ。これらのことを地域の大衆行動の中で大衆討議を通じて明らかにしていく必要がある。

ただ第三に、全国一律制は、決して悪平等を肯定するものではなく、地域の特性や産業の特性からより高い最低賃金額を決定することを制度化する必要がある。その場合、全国一律最低賃金額の決定もそうであるが、決定方式が重要である。現行最賃法の地域最賃額が、地域の「低賃金層の底辺」の切実な要求さえも下まわっている原因にはかならない現行最低賃金審議会のように、労・使・公益代表三者同数構成で、行政当局が公益代表を利用する職権方式でなく、

ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動

民主的に選出された少数の公益代表を「行司役」に、「組織系統別構成」を正確に反映させる民主的選出方法による労働代表の団体交渉機能をできるだけ発揮させうる決定機関を設置する必要があるということ。また、現行法の地域最賃さえも凍結させたがっている財界が廃止を主張しつつ行政当局も新設させたがらないでいる産業別最賃の、協約拡張適用方式は、適用労働者を限定せず、拡張適用要件を緩和させて、労使の団体交渉による決定を反映しやすいようにすること。これらを労使対等の原則に照らして大衆討議によって明らかにしていくことが重要である。

現在、全労連は、ナショナル・ミニマムの確

立をめざして中央、地方でシンポジウムを開き、また、ナショナル・ミニマム確立の各界懇を開いてきている。これは、きわめて重要なことであるが、このこと自体は、ナショナル・ミニマムおよびその基軸である全国一律最低賃金制の確立をめざす闘争ではない。このようなことを通じて、全国各地域に大衆闘争として共同行動を組織し、展開していくことが何よりも大切なことである。そうすれば、全労連、「連合」などの組織系統を超えて全国的統一行動を発展させ、中小業者、農民その他あらゆる国民諸階層の全国的共同行動を発展させていくことになるだろうからである。

(代表理事・慶応大学名誉教授)

次号No.23 (1996年夏季号) の主な内容 (予定)

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ・今日の労働組合をどう把握するか | 大木 一訓 |
| 〔特集〕女性労働者の状態と男女平等要求
—均等法の見直しにあたって— | |
| ・女性労働者の状態と均等法闘争の課題 | 笹沼 熙子 |
| ・均等法の問題点と改正の課題 | 今野 久子 |
| ・ドイツの男女平等法制 | 斎藤 純子 |
| ・均等法闘争をふりかえって | 岸本 直美 |
| 〔国際・国内動向〕 | |
| ・ジョンマニング氏研究所訪問 | 金田 豊 |
| ・ヨーロッパの状況について | 宮前 忠夫 |
| ・解雇規制法案について | 佐原 忠連 |
| 〔書評〕 | |
| ・角瀬保雄著『現代会計基準論』 | 筒井 晴彦 |

(題はそれぞれ仮題)

発行予定日 1996年6月15日